

告示

埼玉県告示第二百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
SOMP Oケア 北戸田 居宅 介護支援	戸田市新曾二 二五二	SOMP Oケア 株式会社	居宅介護支援	令和元年十一月 一日
すがぬま歯科医 院	東松山市松葉 町一―二二― 六	菅沼 慎一郎	居宅療養管理 指導	令和元年八月一 日
ウエルパーク薬 局 北朝霞店	朝霞市西原一 ―三―三一	株式会社ウエ ルパーク	介護予防居宅 療養管理指導	令和二年三月一 日
			居宅療養管理 指導	
			介護予防居宅 療養管理指導	